

福祉心理士資格更新手続き

平成 24 年 5 月 19 日制定

福祉心理士は、高度な専門的知識や技術を活かし、福祉の領域における心理的な諸問題の解決に寄与する専門家である。そのため、福祉心理士としての専門的知識・技術等をより高めるべく、更なる向上に努める必要があり、常時の自己研鑽に励むことが重要となる。そこで、福祉心理士資格所有者には、5年の有効期限を設け、資格更新を義務づけることとする。

なお、更新にかかわる業務は、「福祉心理士」認定委員会が行う。

更新の要件

福祉心理士の資格は、5年ごとの更新を義務づける。

5年に1回以上は、本学会が主催する大会に参加することを更新の必須要件とする。すでに、資格を取得している者については、平成 22 年度以降、5年に1回以上は本学会が主催する大会に参加することを更新の必須要件とする。

有資格者は、資格発効から5年以内に、下記の①～⑥の活動を通して、合計10ポイント以上を取得すれば、資格を更新することができる。更新料は1万円とする。

①福祉心理学会での活動

本学会が主催する大会への参加	5ポイント
学会筆頭発表	3ポイント
学会連名発表（複数回発表も同じ）	3ポイント
シンポジウム企画者、シンポジスト、指定討論者、司会者として シンポジウムに参加	3ポイント

なお、1大会で取得できるポイントは最大8とする。

本学会誌論文掲載(原著)	8ポイント
本学会誌論文掲載(資料、実践研究など)	6ポイント

②本学会が認める関連学会等での活動

学会への参加	2ポイント
学会筆頭発表	3ポイント
学会誌論文掲載（原著）	4ポイント
学会誌論文掲載（小論文）	3ポイント

③本学会が認めるワークショップや研修会（あとで申請して認められれば良い）

参加	2ポイント
発表	3ポイント
講師	3ポイント

④福祉心理学に関連する著書の執筆

単著	8ポイント
共著	6ポイント
分担執筆	4ポイント

⑤大学・研究所などの紀要・報告書等、市販の専門雑誌等への執筆

論文(単著、連名の筆頭)	4ポイント
論文(連名)	3ポイント

⑥その他

福祉現場での仕事に従事（1年）	1ポイント
大学での福祉関連の講義（1年）（複数科目でも同じ）	1ポイント